

官報

主要目次

- 法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正
海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する命令の一部改正
ドイツ財産でなくなつた財産の指定
湯水準備引当金の引当等に関する基準
無線局免許
無線局承認
第十二回大東宝定期預金の細目等
酒類の級別及び類別の決定に関する告示の一部改正
輸出品取締法第七條の五第一項により登録した被登録者の氏名または名称および第七條の二第一項による表示の業務にかかわる事務所または事業所の所在地
昭和二十六年年度の甲種および乙種火災類作業主任者試験を施行する場所
土佐沖ノ島燈台に設置した暴風標識信号所の夜間暴風標識のあげおろしを当分の間中止
甲子園口郵便局設置
臨時電話ノ加入申込ヲ受理スベキ電話官署及加入区域ニ関スル制限並ニ加入期間の件の一部改正
第十二日正九無線電報取扱所等の施設事項変更
官庁事項
国鉄職員昭和二十六年四月以降の賃金改訂に関する紛争の仲裁打切り公表

府令

法務府令第六十一号
法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則(昭和二十四年法務府令第十二号)の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十一月十六日
法務総裁 大橋 武夫

別表岡山地方方法務局の部同地方方法務局の款備前出張所の項中「伊里村」を「伊里町」に改める。
附則
この府令は、公布の日から施行する。

庁令

海上保安庁令第六号
海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。
昭和二十六年十一月十六日
海上保安庁長官 柳沢 米吉

海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する命令(昭和二十六年海上保安庁令第二号)の一部を次のように改正する。
第四條の次に次の一條を加える。
第四條の二 海上保安庁長官は、別に定める海上保安学校の科の別に従い、教官のうちから、航海科長、機関科長、通信科長、主計科長、看護科長、水路科長及び燈台科長を指名する。

附則
この命令は、公布の日から施行する。

告示

総理府告示第三百六十六号
ドイツ財産管理令(昭和二十五年政令第二百五十二号)第三條第一項の規定に基き、昭和二十六年十月二十二日左に掲げる財産を指定した。
よつて前項の財産は、指定の日からドイツ財産でなくなつた。
昭和二十六年十一月十六日
内閣総理大臣 吉田 茂

- 一、ドイツ人ユーゴ・ダンネル名義の次の不動産
種 類 数 量 所 在 地
(一)土地(宅地) 二百六十四坪 神戸市兵庫区有馬町字丸山千四百五十九番の八
(二)土地(畑) 一畝十三歩 同所千四百五十九番の九
(三)土地(宅地) 百五坪 同所千四百五十九番の十
(四)建物(家屋番号) 一棟総坪七十四坪六分 同所千四百五十九番の八
(五)建物(家屋番号) 同所千四百五十九番の八
二、ドイツ人ユーゴ・ダンネル名義の次の電話加入権
有馬 百五十一番

公益事業委員会告示第八号
電気事業会計規則(昭和二十六年公益事業委員会規則第二十号)第十五條第三項の規定に基き、公益事業委員会細則第一号湯水準備引当金の引当等に関する基準を定め、昭和二十六年十月分から適用する。
昭和二十六年十一月十六日
公益事業委員会委員長 松本 丞治

公益事業委員会細則第一号湯水準備引当金の引当等に関する基準
第一條 電気事業会計規則第十五條第三項の規定に基き湯水準備引当金(以下「引当金」という)の引当又は取りくずしの基準は、この細則の定めるところによる。
第二條 引当金の引当又は取りくずしの基礎となる毎事業年度の予定計数は、当該事業年度開始前(以下「前年度」という)の公益事業委員会(以下「委員会」という)の承認を受けるものとする。特別の事由により当該事業年度の途中において、これを変更しようとするときも同様とする。
第三條 引当金は、事業年度毎に引当又は取りくずすものとする。
第四條 次條以下の各号に掲げる引当金の引当又は取りくずしの計算方式に用いる記号、その意味する語並びに語の意義及び内容は、次表による。

Table with 7 columns: 番号記号, 記号の意味する語, 語の意義及び内容. Rows include 1A (予定標準料金販売電力量), 2B (予定追加使用料金販売電力量), 3C (燃料費調整係項のないもの), 4D (予定水力発電電力量), 5E (予定火力発電電力量), 6F (予定電力損失率), 7G (予定石炭千キロカロリー当量).

275 昭和26年11月16日 金曜日

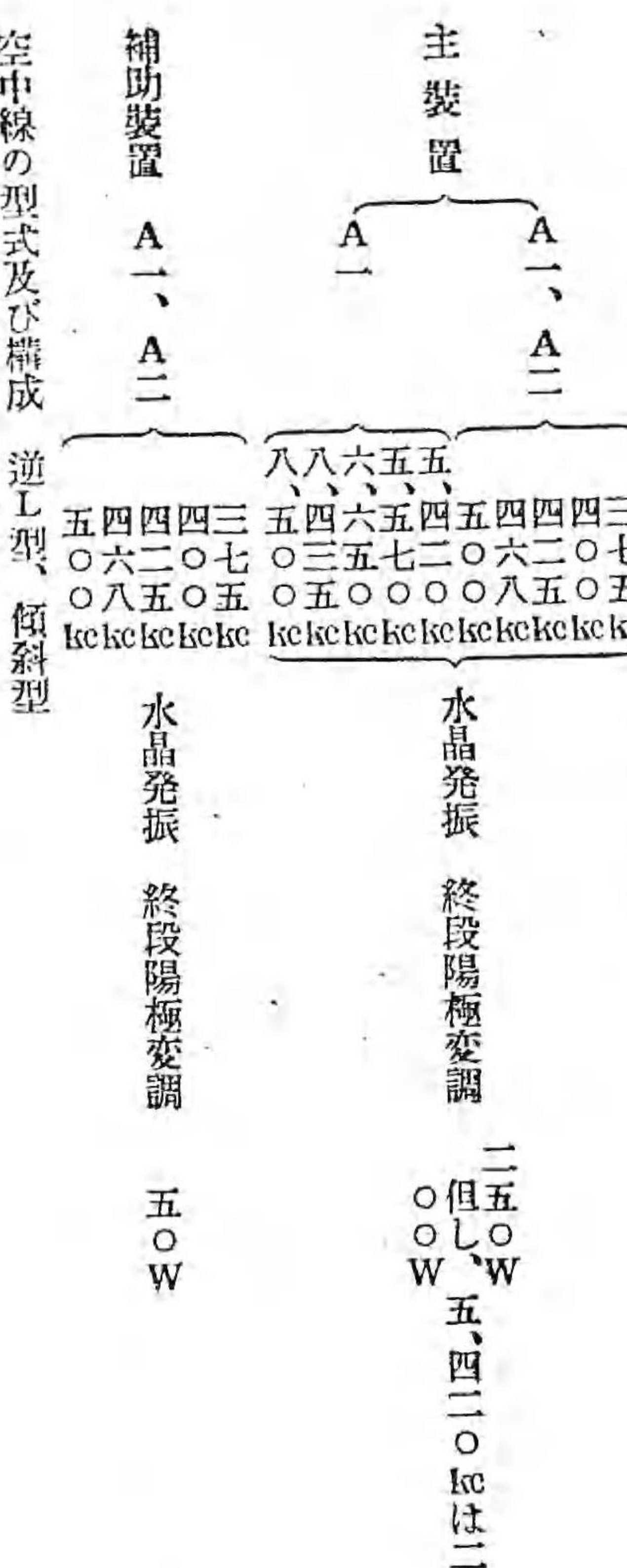
官報

第7458号

電波監理委員会告示第二千五百四十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一〇四九号
二 免許人の名称 近海郵船株式会社
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、近海郵船株式会社所属船舶局
六 通信の相手方 地方電気通信取扱局、近海郵船株式会社所属船舶局
七 免許の有効期限 無期限
八 設置場所 豊城丸(主たる停泊港 東京)
九 呼出符号 号 JABC
十 電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力



- 十一 空中線の型式及び構成 逆L型、傾斜型
十二 運用許容時間 常時
十三 運用許容時間 十六時間
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月十六日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十七日 第三二〇七号
二 免許人の名称 日本放送協会
三 無線局の種類 放送局(陸上移動局)
四 無線局の目的 放送事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 日本放送協会所属の各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信の相手方 1.各種実況放送番組の中継及びニュースの取次、収集に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七 免許の有効期限 昭和二十七年十月二十六日
八 設置場所 移動体 自動車
移動範囲 近畿、中国、四国、九州、東海一円
常置場所 大阪市東区馬場町六番地 東経一三五度三分 北緯三四度四二分

電波監理委員会告示第二千五百四十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十七日 第三二〇八号
二 免許人の名称 日本放送協会
三 無線局の種類 放送局(陸上移動局)
四 無線局の目的 放送事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 日本放送協会所属の各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信の相手方 1.各種実況放送番組の中継及びニュースの取次、収集に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七 免許の有効期限 昭和二十七年十月二十六日
八 設置場所 移動体 可搬
移動範囲 近畿、中国、四国、九州、東海一円
常置場所 大阪市東区馬場町六番地 東経一三五度三分 北緯三四度四二分

- 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 JO4AB F三 一四九〇一Mc 水晶発振 位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリプ
十一 運用許容時間 常時
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月十六日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
変更後の現状は、次の通りである。

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十七日 第三二〇九号
二 免許人の名称 日本放送協会
三 無線局の種類 放送局(陸上移動局)
四 無線局の目的 放送事業に使用するため、放送中継業務を行う。
五 通信の相手方 放送番組の中継局
六 通信の相手方 放送番組の中継局
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 大阪市東区馬場町六番地 東経一三五度三分 北緯三四度四二分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 JKF125 P三 F 五一〇Mc 自励発振 前段格子変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 ビーム型反射器付半波長ダブルレット
十一 運用許容時間 常時
十二 その他 最大占有周波数帯は、四、〇〇〇keとする。

昭和26年11月16日 金曜日 官報 第7458号 274

Table with columns 8-24 and rows H-L. Contains technical specifications and formulas for power calculations.

第六條 事業者は、次に掲げる場合には、それぞれの算式により算定した金額を引当金から取り出すものとする。
一 AにEが含まれない事業者については、次の第一算式におけるAの値よりA'の値が大きいとき又は第二算式により計算した(1)の値より(2)の値が小さいとき又は第三算式により計算した(1)の値より(2)の値が小さいとき
第一算式 (G-H) x [(A x 1/1-F) x C] x 70% = 引当額
第二算式 (K-H x 1/1-F) x [(B x C/G) + C] - E x 1/1-F - [(B+C) x 1/1-F] x 70% = 引当額
第三算式 (G-H) x [(A x 1/1-F) x C] x 70% = 引当額



279 昭和26年11月16日 金曜日

官報

第7458号

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

十三 電波監視委員会告示第二千七百七十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十六日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年七月十九日 第八一五九号

二 免許人の氏名 松島金三郎

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 釧路、稚内の各漁業用海岸局、漁船の船舶局

六 通信の相手方 船の航行に関する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和三十一年七月十八日

八 設置場所 第二五九(主たる停泊港 釧路)

九 呼出符 呼出符 称 だいにたまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三(一、六二〇ke 水晶発振 終段抑制格子変調 一〇W

A二(一、六二〇ke 水晶発振 終段抑制格子変調 一〇W

A一(一、六二〇ke 水晶発振 終段抑制格子変調 一〇W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

十三 電波監視委員会告示第二千七百七十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十六日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年八月二十五日 第三四二五号

二 免許人の氏名 武庫汽船株式会社

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、武庫汽船株式会社所屬船舶局

六 通信の相手方 船の航行及び貨物の輸送に関する事項

七 免許の有効期限 無期限

八 設置場所 瑞穂丸(主たる停泊港 神戸)

九 呼出符 呼出符 JGN U

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型、逆L型

十二 運用許容時間 常時

十三 電波監視委員会告示第二千七百七十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十六日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年八月十九日 第三三三三号

二 免許人の氏名 増田田三

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 伊東漁業用海岸局、漁船の船舶局

六 通信の相手方 船の航行に関する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和三十一年八月十八日

八 設置場所 妙福丸(主たる停泊港 伊東)

九 呼出符 呼出符 称 ますだみよる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三(一、九四五ke 水晶発振 終段抑制格子変調 一〇W

A二(一、九四五ke 水晶発振 終段抑制格子変調 一〇W

A一(一、九四五ke 水晶発振 終段抑制格子変調 一〇W

十一 空中線の型式及び構成 T型

十二 運用許容時間 常時

十三 電波監視委員会告示第二千七百七十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十六日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年六月十三日 第一四五二号

二 免許人の氏名 岩井三之助

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 千葉縣無線漁業協同組合所屬海岸局、漁船の船舶局

六 通信の相手方 船の航行に関する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和三十一年六月十二日

八 設置場所 瑞穂丸(主たる停泊港 神戸)

九 呼出符 呼出符 JGN S

昭和26年11月16日 金曜日

官報

第7458号 278

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

十三 電波監視委員会告示第二千六百七十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十六日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六一七三号

二 免許人の氏名 浜口吉三郎

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 福岡漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局

六 通信の相手方 船の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 第六浜吉丸(主たる停泊港 福岡)

九 呼出符 呼出符 呼出符 称 JPOP だいろくましまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A二(一、七二〇ke 水晶発振 リップル変調 二五〇W

A一(一、七二〇ke 水晶発振 リップル変調 二五〇W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

十三 電波監視委員会告示第二千六百七十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十六日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六四七号

二 免許人の氏名 田田漁業株式会社

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 福岡漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局

六 通信の相手方 船の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 第十八新生丸(主たる停泊港 福岡)

九 呼出符 呼出符 呼出符 称 JHAP だいにしんせい丸

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A二(一、七二〇ke 水晶発振 リップル変調 二五〇W

A一(一、七二〇ke 水晶発振 リップル変調 二五〇W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

十三 電波監視委員会告示第二千六百七十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十六日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六四七号

二 免許人の氏名 川口藤太郎

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 御前崎漁業用海岸局、漁船の船舶局、地方電気通信取扱局

六 通信の相手方 船の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 第三明星丸(主たる停泊港 御前崎)

九 呼出符 呼出符 呼出符 称 JDN S だいにさんみょうじょう丸

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型

十二 運用許容時間 常時

十三 電波監視委員会告示第二千六百九十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十六日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三三三三号

二 免許人の氏名 川口藤太郎

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 御前崎漁業用海岸局、漁船の船舶局、地方電気通信取扱局

六 通信の相手方 船の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 第三明星丸(主たる停泊港 御前崎)

九 呼出符 呼出符 呼出符 称 JDN S だいにさんみょうじょう丸

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A二(一、九四五ke 水晶発振 リップル変調 二五〇W

A一(一、九四五ke 水晶発振 リップル変調 二五〇W

十一 空中線の型式及び構成 T型

十二 運用許容時間 常時

十三 電波監視委員会告示第二千六百九十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十六日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三三三三号

二 免許人の氏名 岩井三之助

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 千葉縣無線漁業協同組合所屬海岸局、漁船の船舶局

六 通信の相手方 船の航行に関する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和三十一年六月十二日

八 設置場所 瑞穂丸(主たる停泊港 神戸)

九 呼出符 呼出符 JBI K

Table with multiple columns containing regulations and financial details. Includes sections for '入設置場所' (Installation locations), '無線局の種別' (Radio station types), and '大蔵省告示' (Ministry orders).

Table with multiple columns containing regulations and financial details. Includes sections for '無線局の種別' (Radio station types), '大蔵省告示' (Ministry orders), and '入設置場所' (Installation locations).

昭26.11.16. 第7458号

283 昭26年11月16日 金曜日

官報

第7458号

●通商産業省告示第百七十三号
火災類取締法施行規則第七十二條の
規定により昭和二十六年甲種および
乙種火災類作業主任者試験の試験を施
行する場所を次のように定める。
昭和二十六年十一月十六日
通商産業大臣 高橋徳太郎

別表二新世界の項中「新世界」を
「新世界」に、同表特選天の項中「特
選天」を「特選天」に、同表國
進正宗の項中「國進正宗」を「特撰國進
正宗」に改める。
昭和二十六年十一月十六日
大蔵大臣 池田 勇人

中止した旨届出があつたから、暴風
議規則(昭和二十五年運輸省令第四十
四号)第十一條の規定により告示す
る。
昭和二十六年十一月十六日
運輸大臣 山崎 猛
●運輸省告示第百八十三号
倉庫業者の営業所が次のように変
更された。
昭和二十六年十一月十六日
運輸大臣 山崎 猛

●電氣通信省告示第百三十八号
郵政省設置法(昭和二十三年法律第
二百四十四号)第十三條第四項の規定
に基き、昭和二十六年十一月十六日か
ら次の郵便局を設置し、これを特定郵
便局長を長とする郵便局とする。但し、
郵便物集配事務を取り扱わない。
昭和二十六年十一月十六日
郵政大臣 佐藤 栄作

●電氣通信省告示第百三十九号
次の無線電報取扱所の施設事項を下記の日から変更した。
昭和二十六年十一月十六日
電氣通信大臣 佐藤 栄作

●衆議院
●通知書受領及通知
十一月十四日佐
藤参議院議長から林議長宛、参議院は
藤参議院議長から林議長宛、参議院は
藤参議院議長から林議長宛、参議院は
藤参議院議長から林議長宛、参議院は
藤参議院議長から林議長宛、参議院は

昭和26年11月16日 金曜日 官報

第7458号 282

りとする。但し、特
等は、一等のうちか
ら定まる。
(甲)型
等級 割増金 当せんの数
特等 五〇、〇〇〇円 九 一木
一等 一〇、〇〇〇円 〇 〇
二等 一、〇〇〇円 〇 〇
三等 〇、〇〇〇円 〇 〇
四等 〇、〇〇〇円 〇 〇
五等 〇、〇〇〇円 〇 〇
六等 〇、〇〇〇円 〇 〇
計 九 一木
(乙)型
等級 割増金 当せんの数
特等 五〇、〇〇〇円 九 一木
一等 一〇、〇〇〇円 〇 〇
二等 一、〇〇〇円 〇 〇
三等 〇、〇〇〇円 〇 〇
四等 〇、〇〇〇円 〇 〇
五等 〇、〇〇〇円 〇 〇
六等 〇、〇〇〇円 〇 〇
計 九 一木

一名 大分県農協第三回
(一)契約期間 一年
(二)預入金額 一口千円
(三)取扱の時期 昭和二十六年十一月
二十日から同二十七
年一月三十一日まで
(四)割増金 預入金額一口ごとに
一個の抽せん権を附
與し、抽せん権一万
個をもつて一組とし、
各組につき次の
とおりとする。
特等 五〇、〇〇〇円 一 〇
一等 一〇、〇〇〇円 〇 〇
二等 一、〇〇〇円 〇 〇
三等 〇、〇〇〇円 〇 〇
四等 〇、〇〇〇円 〇 〇
五等 〇、〇〇〇円 〇 〇
六等 〇、〇〇〇円 〇 〇
計 八、八三四〇円 〇 〇

一名 埼玉農協第三回
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)取扱の時期 昭和二十六年十一月
二十日から同二十七
年一月十九日まで
(四)割増金 預入金額一口ごとに
一個の抽せん権を附
與し、抽せん権十萬
個をもつて一組とし、
各組につき次の
とおりとする。
特等 五〇、〇〇〇円 一 〇
一等 一〇、〇〇〇円 〇 〇
二等 一、〇〇〇円 〇 〇
三等 〇、〇〇〇円 〇 〇
四等 〇、〇〇〇円 〇 〇
五等 〇、〇〇〇円 〇 〇
六等 〇、〇〇〇円 〇 〇
計 八、八八五九
〇、〇〇〇円 〇 〇

一名 広島村農協のり定
期貯金
(一)契約期間 一年
(二)預入金額 一口千円
(三)取扱の時期 昭和二十六年十一月
二十日から同十二年
十二月二十五日まで
(四)割増金 甲種、乙種とも預入
金額一口ごとに一個
の抽せん権を附與
し、抽せん権千個を
もつて一組とし、各
組につき次のとおり
とする。
特等 一〇、〇〇〇円 一 〇
一等 一、〇〇〇円 〇 〇
二等 〇、〇〇〇円 〇 〇
三等 〇、〇〇〇円 〇 〇
四等 〇、〇〇〇円 〇 〇
五等 〇、〇〇〇円 〇 〇
六等 〇、〇〇〇円 〇 〇
計 九〇、〇〇〇円 〇 〇

●大蔵省告示第百七十六号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三
條及び第五條の規定により、中興村農
協貯蓄協同組合定期貯蓄金の細目等
を次のように定める。
昭和二十六年十一月十六日
大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第百七十七号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三
條及び第五條の規定により、大分県農
協第三回定期貯蓄金の細目等を次の
ように定める。
昭和二十六年十一月十六日
大蔵大臣 池田 勇人



昭和二十六年十一月十五日裁判所公告
右の者に対する昭和二十六年十一月十五日裁判所公告
債権者 債権額 債権の種類

日本銀行公告
昭和二十六年十一月十日
債権の種類 債権額 債権の種類

会社その他の公告
昭和二十六年十一月十日
債権の種類 債権額 債権の種類

解社公告(第一回)
昭和二十六年十一月十日
債権の種類 債権額 債権の種類

解社公告(第二回)
昭和二十六年十一月十日
債権の種類 債権額 債権の種類

解社公告(第三回)
昭和二十六年十一月十日
債権の種類 債権額 債権の種類

昭和二十六年(第一五五五)
債権の種類 債権額 債権の種類

昭和二十六年(第一五五五)
債権の種類 債権額 債権の種類

昭和二十六年(第一五五五)
債権の種類 債権額 債権の種類

昭和二十六年(第一五五五)
債権の種類 債権額 債権の種類

昭和二十六年(第一五五五)
債権の種類 債権額 債権の種類

昭和二十六年(第一五五五)
債権の種類 債権額 債権の種類



